

協議第 2 1 号

国民健康保険事業の取扱い（協定項目 1 9）について

国民健康保険事業の取扱いについて、別紙のとおり提出する。

平成 1 7 年 3 月 8 日提出

東村・吾妻町合併協議会
会長 一場 貞

東村・吾妻町合併協議会の調整表

協議事項	19 国民健康保険事業の取扱い	整理番号		事務事業名	- 国民健康保険事業
調整方針案	<p>国民健康保険事業の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国民健康保険税の賦課期日、賦課方法、賦課限度額は現行のまま存続する。暫定賦課（仮算定）は2年間で調整する。税率等は合併時に新町において再編する。 2. 国民健康保険税の軽減措置は合併時に再編する。減免措置は現行のまま存続する。 3. 国民健康保険税の徴収事務については、合併時に再編する。 4. 国保直営診療所については、将来にわたって現行のまま存続する。 5. 国民健康保険運営協議会については、合併時に新町において再編する。 6. 国民健康保険基金については、現行のまま存続する。 7. 出産、葬祭に関する給付については、現行のまま存続する。 8. 国民健康保険保健事業については、現行のまま存続する。エイズ予防対策、人間ドック、各種ガン検診は、合併時に新町において再編する。 				
項目	現 況			調整内容	
1. 国民健康保険税の当初賦課事務	<p>東 村</p> <p>(賦課期日) 4月1日 (納期)</p> <p>仮算定第1期 4月1日から同月30日まで 2期 5月1日から同月31日まで 3期 6月1日から同月30日まで 本算定 4期 7月1日から同月31日まで 5期 8月1日から同月31日まで 6期 9月1日から同月30日まで 7期 10月1日から同月31日まで 8期 11月1日から同月30日まで 9期 12月1日から同月25日まで 10期 1月1日から同月31日まで 11期 2月1日から同月28日まで 12期 3月1日から同月31日まで</p> <p>年間の納期は12回 納期限後の課税は月末納期で随時課税</p>		<p>吾 妻 町</p> <p>(賦課期日) 4月1日 (納期)</p> <p>本算定第1期 7月1日から同月30日まで 2期 8月1日から同月31日まで 3期 9月1日から同月30日まで 4期 10月1日から同月31日まで 5期 11月1日から同月30日まで 6期 12月1日から同月25日まで 7期 1月1日から同月31日まで 8期 2月1日から同月28日まで</p> <p>年間の納期は8回 納期限後の課税は月末納期で随時課税</p>	<p>賦課</p> <p>【調整の区分】 賦課期日、賦課方法、賦課限度額は現行のまま存続する。 暫定賦課（仮算定）は2年間で調整する。</p> <p>【具体的な調整方針案】 賦課期日は標準課税総額の算定を当該年度の初日における療養の給付等に要する費用に総額の見込額から税額を算定するものであり4月1日現在における課税要件を確立させる。 賦課方法は応能原則、応益原則を具体的に実現するため、3つの方式が地方税法に規定されており、どれを採用するかは市町村の条例の定めるところによる</p>	

項 目	現 況		調整内容
	東 村	吾 妻 町	
	<p>(賦課方法) 4方式(所得割の算定基礎は旧ただし書方式) (税率等)</p> <p>16年度の医療給付分 所得割額 5.0% 資産割額 60.0% 被保険者均等割額 18,000円 世帯別平等割額 25,000円 賦課限度額 53万円</p> <p>16年度の介護納付金分 所得割額 0.8% 資産割額 6.0% 被保険者均等割額 5,000円 世帯別平等割額 4,000円 賦課限度額 8万円</p> <p>(当初賦課事務) 仮算定4月1日 (本算定賦課時期) 7月1日</p>	<p>(賦課方法) 4方式(所得割の算定基礎は旧ただし書方式) (税率等)</p> <p>16年度の医療給付分 所得割額 5.5% 資産割額 58.0% 被保険者均等割額 18,000円 世帯別平等割額 23,000円 賦課限度額 53万円</p> <p>16年度の介護納付金分 所得割額 1.10% 資産割額 9.00% 被保険者均等割額 5,500円 世帯別平等割額 6,500円 賦課限度額 8万円</p> <p>(当初賦課事務) 7月1日 (本算定賦課時期) 7月1日</p>	<p>4方式(所得割額、資産割額、被保険者均等割額、世帯平等割額)のいわゆる「町村型」 3方式(所得割額、被保険者均等割額、世帯平等割額)のいわゆる「中都市型」 2方式(所得割額、被保険者均等割額)のいわゆる「都市型」 所得割額の算定には3つの方法「旧ただし書方式、本文方式、所得割方式」があるが「旧ただし書方式」によって国民健康保険税の所得割額を算定することを原則とし、これによって算定することが著しく困難な場合は、「本文方式」又は「所得割方式」によることができる。 賦課限度額は最高限度額を地方税法で規程し、その範囲内で市町村の条例で最高限度額を規程する。 暫定賦課(仮算定)は採用してる町村と、確定賦課(本算定)のみの町があるが、合併後2年間で調整する。 【調整方針の理由】 賦課期日、賦課方法、賦課限度額については現行のまま新町に引き継ぐ。 暫定賦課(仮算定)は、地方税法第706条の2の規程により、税の暫定賦課ができるが、確定賦課(本算定)時に保険税額の急激な増減を招き納税者に誤解を与える場合があり、納税者に分かりにくい暫定賦課を2年間で調整する。</p>

項 目	現 況		調整内容
	東 村	吾 妻 町	
			<p>納期</p> <p>【調整の区分】 合併後再編する。</p> <p>【具体的な調整方針案】 合併後2年間で調整する。</p> <p>【調整方針の理由】 国民健康保険税を納付する期間(納期)は、市町村の実情に応じて条例で定める。地方税法第706条の2により税の暫定賦課(仮算定)ができるが、確定賦課(本算定)時に保険税額の急激な増減を招き納税者に誤解を与える場合があり、納税者に分かりにくい暫定賦課を調整する。</p> <p>税率等</p> <p>【調整の区分】 合併時に新町において再編する。</p> <p>【具体的な調整方針案】 新町の「療養の給付等に要する費用額」により、新町において再編する。</p> <p>【調整方針の理由】 国保税算定割合の応益割対応能割率を50対50に近づけることにより、低所得者への軽減割合を応益割の7割、5割、2割に拡大できるため、軽減割合と対象世帯の範囲が増え、低所得者への負担が減少する。</p>

項 目	現 況		調整内容
	東 村	吾 妻 町	
2 . 国民健康保険税の軽減、減免に関する事務	<p>(1) 軽減措置</p> <p>・平成15年度当初賦課における状況</p> <p>(医療分)</p> <p>6割軽減 133世帯 (231人)</p> <p>全体の 29.9% (22.5%)</p> <p>軽減額 4,515千円</p> <p>4割軽減 29世帯 (79人)</p> <p>全体の 6.5% (7.7%)</p> <p>軽減額 859千円</p> <p>(介護分)</p> <p>6割軽減 37世帯 (44人)</p> <p>全体の 18.7% (15.1%)</p> <p>軽減額 226千円</p> <p>4割軽減 14世帯 (22人)</p> <p>全体の 4.8% (7.5%)</p> <p>軽減額 73千円</p> <p>(2) 減免措置</p> <p>(減免事由)</p> <p>貧困により生活のため扶助を受ける者</p> <p>当該年度において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者、又はこれに準ずると認められる者</p> <p>その他特別の事情がある者</p>	<p>(1) 軽減措置</p> <p>・平成15年度当初賦課における状況</p> <p>(医療分)</p> <p>6割軽減 808世帯 (1,305人)</p> <p>全体の 27.2% (19.6%)</p> <p>軽減額 25,243千円</p> <p>4割軽減 167世帯 (489人)</p> <p>全体の 5.6% (7.3%)</p> <p>軽減額 5,057千円</p> <p>(介護分)</p> <p>6割軽減 191世帯 (214人)</p> <p>全体の 13.3% (10.6%)</p> <p>軽減額 1,087千円</p> <p>4割軽減 98世帯 (138人)</p> <p>全体の 6.8% (6.8%)</p> <p>軽減額 417千円</p> <p>(2) 減免措置</p> <p>(減免事由)</p> <p>貧困により生活のため扶助を受ける者</p> <p>当該年度において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者、又はこれに準ずると認められる者</p> <p>その他特別の事情がある者</p>	<p>(1) 軽減措置</p> <p>【調整の区分】</p> <p>合併時に再編する。</p> <p>【具体的な調整方針案】</p> <p>新町の保険税算定の基礎を、応益割合45%以上55%未満の税率とする。</p> <p>【調整方針の理由】</p> <p>地方税法第703条の5及び地方税法施行令第56条の89により応益割合が45%から55%となるよう税率を設定することにより、軽減率を上げ低所得者の負担軽減を図る。</p> <p>(2) 減免措置</p> <p>【調整の区分】</p> <p>現行のまま存続する。</p> <p>【具体的な調整方針案】</p> <p>現行のまま新町へ引き継ぐ。</p> <p>【調整方針の理由】</p> <p>地方税法第717条による減免の規程を遵守。</p>
3 . 国民健康保険税の徴収事務	<p>督促状は原則、納期限後20日目（その日が土日祝日の場合は、直前の開庁日）に発送する。督促手数料は、督促状1通につき150円。</p>	<p>督促状は原則、納期限後20日目（以内）に発行します。督促手数料は督促状の発行日から徴収。手数料は1件100円です。</p>	<p>【調整の区分】</p> <p>合併時に再編</p> <p>【具体的な調整方針案】</p> <p>税務分科会、財務分科会と合わせ合併時に再編する。</p>

項 目	現 況		調整内容								
	東 村	吾 妻 町									
4 . 国保直営診療所の管理運営事務	<p>1 . 名称 東村国民健康保険診療所</p> <p>2 . 位置 東村大字箱島 1 2 2 6 - 2</p> <p>3 . 診療科目及び診療日時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内科、小児科 ・診療日 月曜日～金曜日（水・土・日・祝祭日は除く） ・診療時間 午前9時～午後5時 <p>4 . 手数料等</p> <p>文書手数料</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>普通診断書</td><td>3,000円</td></tr> <tr><td>健康診断書</td><td>3,000円</td></tr> <tr><td>死亡診断書</td><td>5,000円</td></tr> <tr><td>死体検案書（検案手数料は初診料・往診料ほか自費扱いで加算）</td><td>10,000円</td></tr> </table>	普通診断書	3,000円	健康診断書	3,000円	死亡診断書	5,000円	死体検案書（検案手数料は初診料・往診料ほか自費扱いで加算）	10,000円	該当なし	<p>【調整の区分】</p> <p>東村で設置しているだけあり、現行のまま存続する。</p> <p>【具体的な調整方針案】</p> <p>東村で設置しているだけあり、現行のまま新町へ引き継ぐ。</p> <p>【調整方針の理由】</p> <p>国民健康保険法第82条第1項の規定により診療施設を設置している。</p>
普通診断書	3,000円										
健康診断書	3,000円										
死亡診断書	5,000円										
死体検案書（検案手数料は初診料・往診料ほか自費扱いで加算）	10,000円										
5 . 国民健康保険運営協議会	<p>[委員定数]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者を代表する委員 2人 ・保険医又は保険薬剤師を代表する委員 2人 ・公益を代表する委員 2人 <p>[開催回数]</p> <p>平成15年度 3回</p> <p>[報酬]</p> <p>年額 20,500円</p> <p>公益代表委員（村議会議員）0円</p>	<p>[委員定数]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者を代表する委員 5人 ・保険医又は保険薬剤師を代表する委員 5人 ・公益を代表する委員 5人 <p>[開催回数]</p> <p>平成15年度 3回</p> <p>[報酬]</p> <p>年額 28,200円</p> <p>公益代表委員（町議会議員）0円</p>	<p>【調整の区分】</p> <p>合併時に新町において再編する。</p> <p>【具体的な調整方針案】</p> <p>委員定数は12名～15名</p> <p>委員報酬は、出席に応じて支払うのが妥当であり日額にて他の委員会等の報酬と調整が必要と考える。</p> <p>【調整方針の理由】</p> <p>国民健康保険法第11条、施行令第3条の規程により、新町条例にて定数を定める必要がある。</p> <p>委員定数は、医師会等の事情を考慮する必要がある。</p>								

項 目	現 況		調整内容
	東 村	吾 妻 町	
6 . 国民健康保険基金	<p>国民健康保険特別会計の長期的安定化を図るため積み立て、必要があるとき事業費に充てる。</p> <p>平成15年度積立金 2千円(利子分) 保有額 70,673千円</p>	<p>国民健康保険特別会計の長期的安定化を図るため積み立て、保険給付費の増嵩等に財政に著しく支障を生じたときに充てる。</p> <p>国保特別会計余剰金及び基金から生じる収入をもって基金の積立額。</p> <p>平成15年度積立金 27千円(利子分) 平成15年度末保有額 59,831千円</p>	<p>【調整の区分】 2町村で同一のため、現行のまま存続する</p> <p>【具体的な調整方針案】 2町村で同一のため、現行のまま新町に引き継ぐ</p> <p>【調整方針の理由】 国民健康保険特別会計が特別会計であり、基金は各町村の事業運営の余剰金を積み立てたもので、国民健康保険の長期安定化のため、そのまま新町へ引き継ぐものとする。</p>
7 . 出産、葬祭に関する給付	<p>[出産育児一時金] 被保険者が出産した場合に世帯主に300,000円現金支給。</p> <p>[葬祭費] 被保険者が死亡した場合に葬祭を行った者に100,000円現金支給。</p>	<p>[出産育児一時金] 被保険者が出産した場合に世帯主に300,000円支給。</p> <p>[葬祭費] 被保険者が死亡した場合に葬祭を行った者に100,000円支給。</p>	<p>出産育児一時金</p> <p>【調整の区分】 2町村で同一のため、現行のまま存続する。</p> <p>【具体的な調整方針案】 2町村で同一のため、現行のまま新町に引き継ぐ。</p> <p>【調整方針の理由】 国民健康保険法第58条により給付する。また、給付額は条例により定める。</p> <p>葬祭費</p> <p>【調整の区分】 2町村で同一のため、現行のまま存続する。</p> <p>【具体的な調整方針案】 2町村で同一のため、現行のまま新町に引き継ぐ。</p> <p>【調整方針の理由】 国民健康保険法第58条により給付す</p>

項 目	現 況		調整内容
	東 村	吾 妻 町	
8 . 国民健康保険 保健事業	<p>[医療費適正化対策事業] (国庫補助) 被保険者の医療費額を通知。</p> <p>[エイズ予防対策事業] エイズパンフを全世帯へ配布し啓蒙。</p> <p>[人間ドック] 40歳から64歳までの被保険者(国保税完納世帯員)の人間ドックに対し40,000円補助。 検査機関は東村国民健康保険診療所のみ</p>	<p>[医療費適正化対策事業] (国庫補助) 被保険者の医療費額を通知。</p> <p>[エイズ予防対策事業] エイズパンフを全世帯へ配布し啓蒙する。</p> <p>[人間ドック] 40歳以上被保険者(国保税完納世帯員)の人間ドックに対して経費の70% 26,600円補助を実施。検査機関は日赤のみ 各種ガン検診 国保被保険者ガン検診事業負担1人当たり500円</p> <p>[健康保持増進体力増進事業] 広報活動 すこやか国保を全世帯へ配布し啓蒙。 健康まつり 骨密度検査</p>	<p>【調整の区分】 医療費適正化対策事業 2町村が同一のため、現行のまま存続する。</p> <p>エイズ予防対策事業 合併時に新町において再編する。</p> <p>人間ドック 合併時に新町において再編する。</p> <p>各種ガン検診の費用補助 合併時に新町において再編する。</p> <p>【具体的な調整方針案】 人間ドック 対象者、対象検査項目、補助金額、補助対象検査機関が、各町村において統一されていないが合併時に新に再編する。また、5年毎に補助する節目検診等を考える必要がある。</p> <p>【調整方針の理由】 国民健康保険法第82条により、保険者は健康教育、健康相談、健康診査、その他被保険者の健康の保持増進にため必要な事業を行うように努めなければならない。</p>